

## 問題社員に病名をつけると、なぜ解決が遠のくのか

- ▶ 労働法の観点から、注意点の1つは、担当者が勉強すると、問題社員がだんだんメンタル不調者に見えてくる。勉強で得た知識に引き寄せられる傾向がある。「引き寄せる罠」。
- ▶ この人は病気ではと思ってもいいが、実務上は控えるべき。会社が積極的に動いていいのは、本当に限られた場面だけ。
- ▶ 判例でもあるが、被害妄想とか幻覚・幻聴がある場合は、専門医受診や産業医受診を命じた方がいい。これは本人を守るためにも必要。
- ▶ もう1つは、心身不調は勤怠に出る。遅刻が増え始めたり、突然来なくなる。これは一度、専門医や産業医に見てもらったほうがいい。
- ▶ それ以外に、こだわりが強い、感情の起伏が激しいとかいう程度は、問題社員として扱うだけでいい。精神疾患として扱わない。

(中略) 以下は、会員用ホームページに掲載。